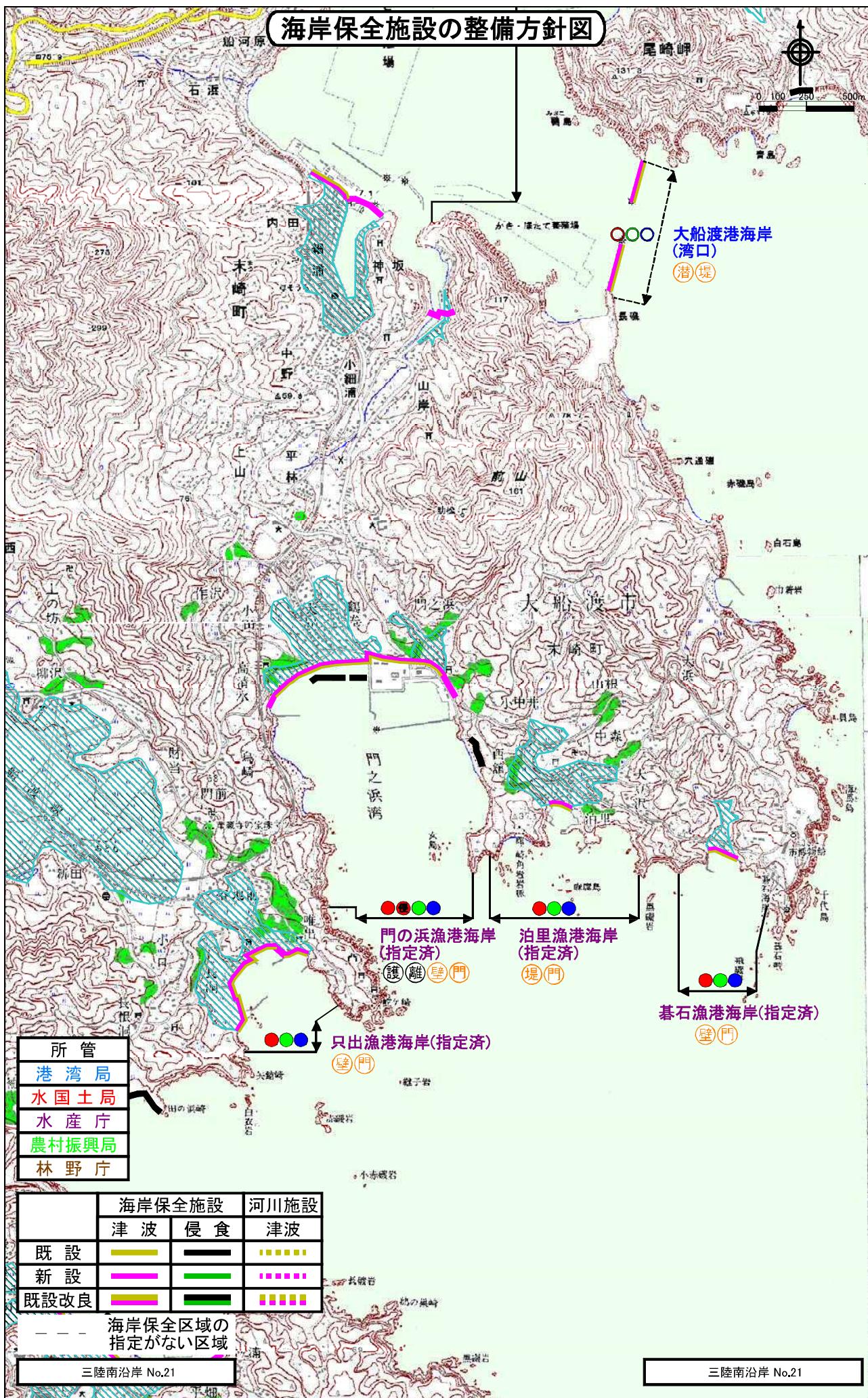
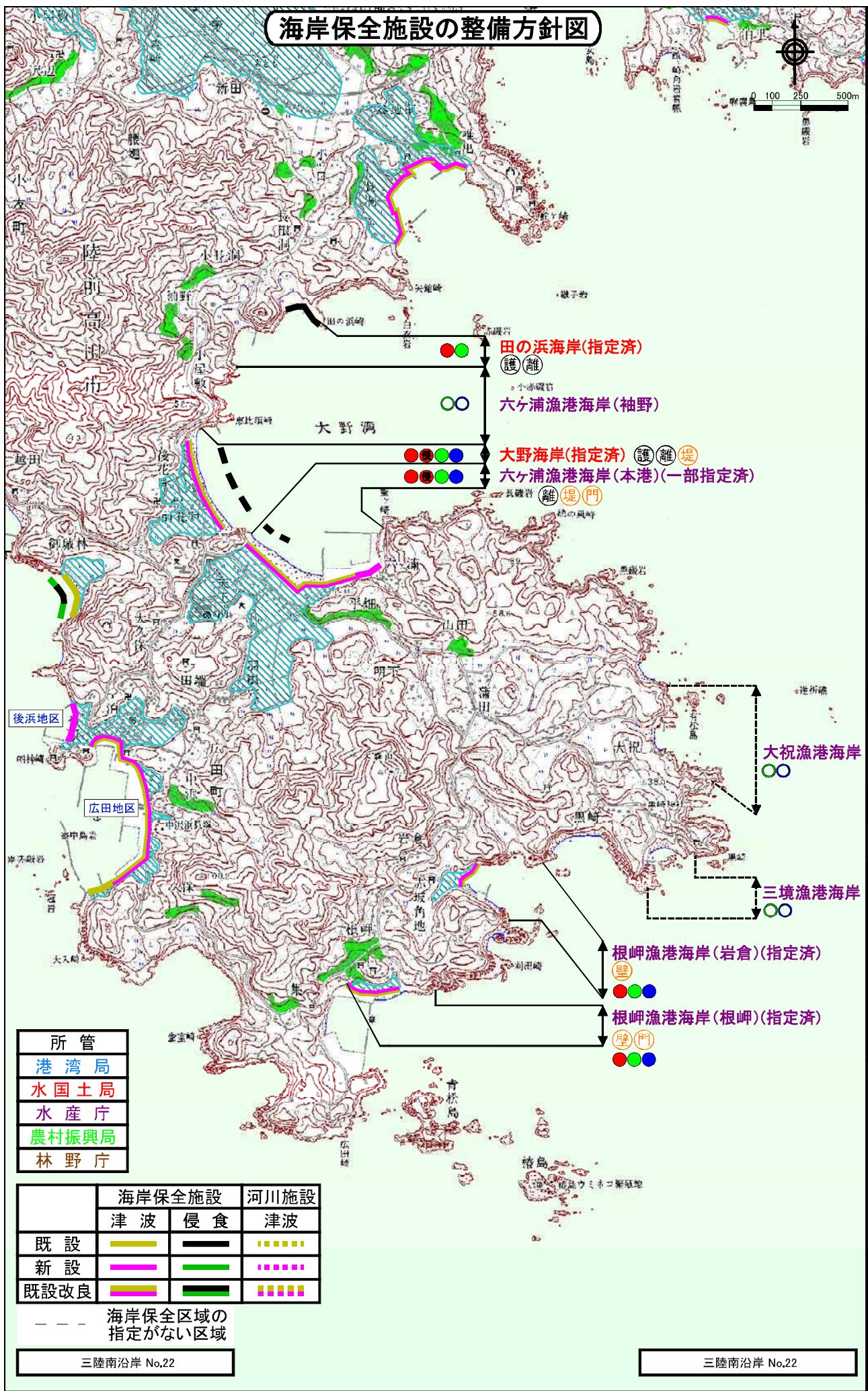


整備箇所整理表



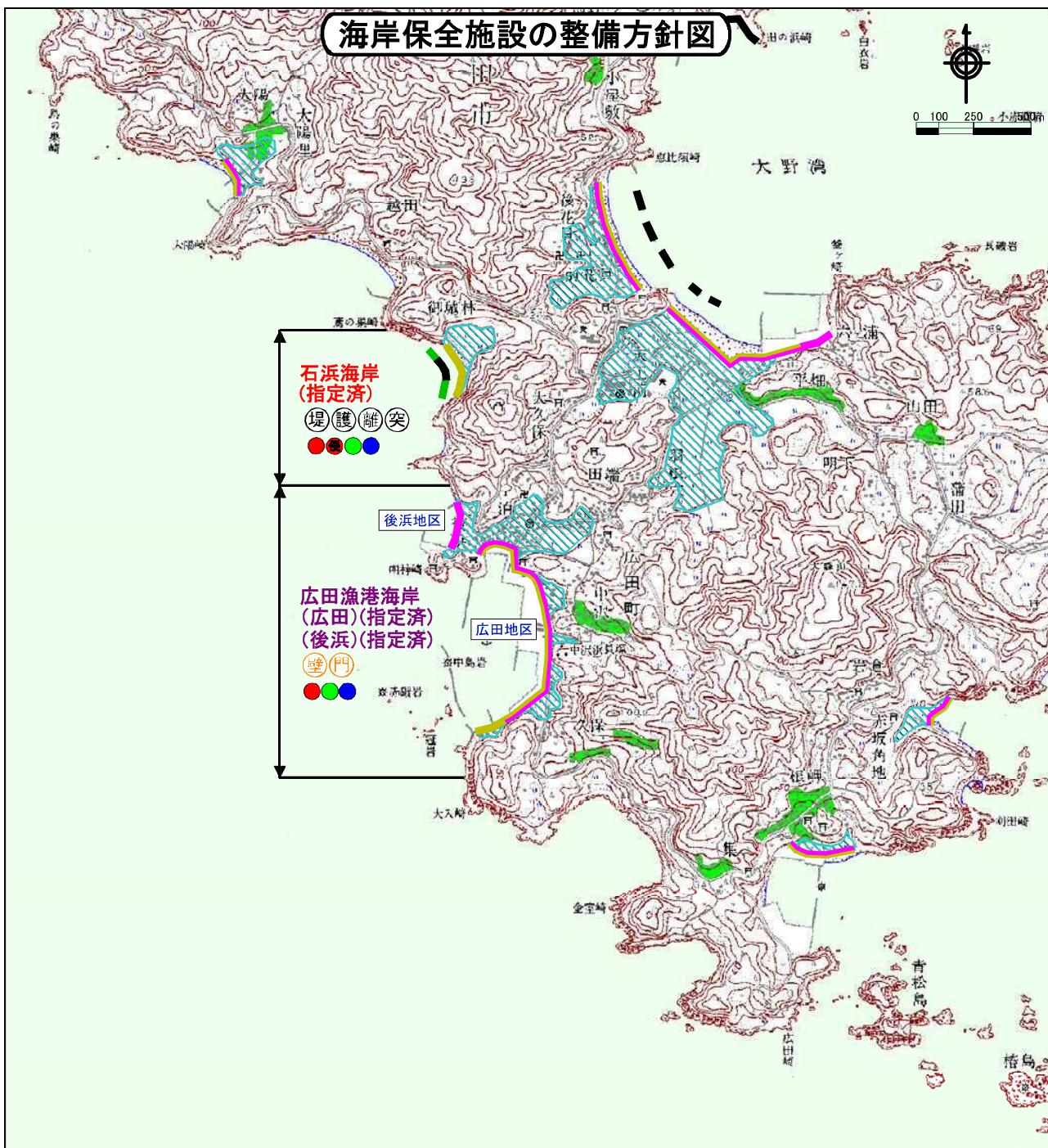
| 市町村名 | 海岸保全区或 海湾 | 海岸名 (地域名や字名や 一般的な呼称) | 1. 海岸の特性 ● 墓海岸で背後は墓地。 | 2. 防護水準 (堤防等の高さ) 津波 計画天端高 (現況天端高) | | | 3. 海岸で特に 必要な観点 防護 侵食 | | | 4. 海岸管理者が実施する施策 保守点検体制の充実度や、防護・保全施設の安定度を確保する。 現状の海岸環境を継承する。 | | | 5. 海岸管理 (整備) 目標 施設の健全性を維持・強化す る。 | | | 6. 海岸保全施設整備概要 施設長L=147m 離岸堤の基 (L=165m) | | | 7. 施設整備を行ううえでの 地域における記述事項 | | | 8・維持又は修繕の方法 | | |
|-------|--------------|----------------------------|---|--------------------------------------|-----------------------|-----|----------------------------|----|-----|---|----|-----|--|----|-----|--|-----|-----|------------------------------|-----|-----|-------------|--|--|
| | | | | 津波 | 計画天端高 (現況天端高) | 津波 | 津波 | 侵食 | 津波 | 津波 | 侵食 | 津波 | 津波 | 津波 | 侵食 | 津波 | 津波 | 侵食 | 津波 | 津波 | 津波 | | | |
| 陸前高田市 | 大野湾 | ○ 田の浜海岸 | ● 墓海岸で背後は墓地。 | （-） | T.P.+3.10m (3.10m) | （-） | （-） | ● | （-） | （-） | ○ | （-） | （-） | ○ | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | | | |
| 陸前高田市 | 大野湾 | ○ 六ヶ浦漁港海岸 (袖野) | ● 墓海岸に立地する小港で、港内は水没する。背景は住宅地。港内、集落は高台に立地。 | （-） | T.P.+0.40m (8.50m) | （-） | （-） | ○ | （-） | （-） | ○ | （-） | （-） | ○ | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | | | |
| 陸前高田市 | 大野湾 | ○ 大野海岸 | ● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。背景は住宅地。 | （-） | T.P.+0.40m (8.50m) | （-） | （-） | ○ | （-） | （-） | ○ | （-） | （-） | ○ | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | | | |
| 陸前高田市 | 大野湾 | ○ 六ヶ浦漁港海岸 (本郷) | ● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。背景は住宅地。 | （-） | T.P.+0.40m (8.50m) | （-） | （-） | ○ | （-） | （-） | ○ | （-） | （-） | ○ | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | | | |
| 陸前高田市 | 大野湾 | ○ 六ヶ浦漁港海岸 (本郷) | ● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。背景は住宅地。 | （-） | T.P.+0.40m (8.50m) | （-） | （-） | ○ | （-） | （-） | ○ | （-） | （-） | ○ | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | | | |
| 陸前高田市 | 大野湾 | ○ 六ヶ浦漁港海岸 (本郷) | ● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。背景は住宅地。 | （-） | T.P.+0.40m (8.50m) | （-） | （-） | ○ | （-） | （-） | ○ | （-） | （-） | ○ | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | | | |
| 陸前高田市 | 大野湾 | ○ 大切漁港海岸 | ● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。背景は住宅地。 | （-） | T.P.+0.40m (8.50m) | （-） | （-） | ○ | （-） | （-） | ○ | （-） | （-） | ○ | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | | | |
| 陸前高田市 | 大野湾 | ○ 三埠漁港海岸 (岩倉) | ● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。背景は住宅地。 | （-） | T.P.+0.30m (6.30m) | （-） | （-） | ○ | （-） | （-） | ○ | （-） | （-） | ○ | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | | | |
| 陸前高田市 | 大野湾 | ○ 相原漁港海岸 (岩倉) | ● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。背景は住宅地。 | （-） | T.P.+0.30m (6.30m) | （-） | （-） | ○ | （-） | （-） | ○ | （-） | （-） | ○ | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | | | |
| 陸前高田市 | 大野湾 | ○ 相原漁港海岸 (岩倉) | ● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。背景は住宅地。 | （-） | T.P.+0.30m (6.30m) | （-） | （-） | ○ | （-） | （-） | ○ | （-） | （-） | ○ | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | （-） | | | |

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：国土河川局 港・港湾局 防護対応：●津波対策、○養殖などの海岸保全対策、△保守点検 環境対応：◎ ○ 海岸保全区域に「指定済」及び「要指定」に○印がないもの：一般△共用海岸など 利用対応：□



| 整備箇所整理表 | | | | | | | | | |
|---------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------|----------------------|-----|----------------------|----|---|--|
| 海岸保全区域 市町村名 | 所管・管理者 湾 | 海岸名 (地域名・学名や一般的な呼称) | 1. 海岸の特性 | 2. 防護水準 (堤防等の高さ) | | 3. 海岸で特に必要な観点 必要性 | | 4. 海岸管理者が実施する施策 防護 侵食 津波 食糧 波浪 | 5. 海岸管理(整備)目標 |
| | | | | 津波 | 侵食 | 津波 | 食糧 | | |
| 陸前高田市 | 水・県 ○ | 広田湾 | 広田漁港海岸 (広田) | T.P+8.10m (6.30m) | (一) | ● | ● | ● | ● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防護・保全施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ○ 漁港施設の利用に配慮する。 |
| 陸前高田市 | 水・県 ○ | 広田湾 | 広田漁港海岸 (後浜) | T.P+8.10m (4.30m) | (一) | ● | ● | ● | ● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防護・保全施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ○ 漁港施設の利用に配慮する。 |
| 陸前高田市 | 水・県 ○ | 広田湾 | 石浜海岸 | T.P+6.30m (6.30m) | (一) | ● | ● | ● | △ 保守点検体制の充実や、防護・保全施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ○ 漁港施設の利用に配慮する。 |
| 農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：国土局 港：港湾局 | 防護対応： ●津波対策、○食糧などの海岸保全対策、△保守点検等 | 海岸保全区域に「指定済」及び「要指定」に○印がないもの：一般公共海岸など | 海岸保全区域に「要指定」に○印がないもの：一般公共海岸など | | | | | | |

海岸保全施設の整備方針図



| 所管 |
|------|
| 港湾局 |
| 水国土局 |
| 水産庁 |
| 農振興局 |
| 林野庁 |

| | 海岸保全施設 | | 河川施設 |
|------|--------|----|-------|
| | 津波 | 侵食 | 津波 |
| 既設 | ■ | ■ | ■■■■ |
| 新設 | ■ | ■ | ■■■■ |
| 既設改良 | ■ | ■ | ■■■■■ |

----- 海岸保全区域の
指定がない区域

三陸南沿岸 No.23

三陸南沿岸 No.23

| 整備箇所整理表 | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--------|------------------------|---------|-------------------------------------|-----------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--|---------------------------------------|--|--|
| 市町村名 | 所管・管理者 | 海岸名 (地域名・学名や一般的な呼称) | 海岸の特性 | 2. 防護水準 (堤防等の高さ) | | 3. 海岸で特に必要な観点 必要性) | | 4. 海岸管理者が実施する施策 | | 5. 海岸管理(整備)目標 | 6. 海岸保全施設整備概要 | 7. 施設整備を行ううえでの配慮事項 地域における配慮事項 | 8. 維持又は修繕の方法 |
| | | | | 津波 | 浸食 | 防護 津波 | 侵食 | 環境 食 | 利用 | | | | |
| 陸前高田市 | 水・市 | 広田湾 | 大鰐漁港海岸 | 計画天端高 (現況天端高) | 計画天端高 (現況天端高) | ●津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 | ●津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 | ●津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 | ●津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 | 堤防H=208.3m 水門1基 陸閘2基 | 砂浜の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。 | 日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年ごとに回復度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 | |
| 陸前高田市 | 水・市 | 広田湾 | 矢の浦漁港海岸 | 海岸の中立地する 漁港で、港内には少い。集落が背後の斜面に立地。 | T.P+8.80m (6.30m) | (一) | (一) | (一) | (一) | 現状の海岸環境の継承。 漁港施設の利用に配慮する。 | 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。 | 日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年ごとに回復度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 | |
| 陸前高田市 | 農・県 | 広田湾 | 小友農地海岸 | 広田湾の海奥部に位置し、前面には干潟の計画がある。 | T.P+12.50m (6.15m) | (一) | (一) | (一) | (一) | ●津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △堤防点検体制の充実や、防護・保全施設の維持管理を実施し、施設の安定を確保する。 | 堤防H=500m 水門1基 陸閘2基 | 道路、避難場所、運搬車両対策へのソフト面の充実により対応。 | 日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年ごとに回復度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |
| 陸前高田市 | 水・市 | 広田湾 | 両替漁港海岸 | 広田湾の海奥部に位置する平地の川の河口、カキ、ワカメ漁等が中心。 | T.P+12.50m (6.15m) | (一) | (一) | (一) | (一) | ●津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 | 堤防H=656.6m 水門1基 陸閘2基 | 砂浜の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。 | 日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年ごとに回復度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |
| 陸前高田市 | 水・市 | 広田湾 | 勝木田海岸 | 広田湾の海奥部に位置し、背後は鉄道、民家、農地が立地。 | T.P+12.50m (6.20m) | (一) | (一) | (一) | (一) | ●津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 | 堤防H=637m 水門1基 沖防工500.1m 陸閘2基 | 養殖施設等環境に配慮し施工する。 | 日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年ごとに回復度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：国土交通省 港：港湾局 防護対応：
●津波対策、○食糧などの海岸保全対策、△保守点検等
環境対応：
◎利用対応：

海岸保全施設の整備方針図

100 250 500m

海岸保全施設の整備方針図

所管

- 港湾局
- 水国土局
- 水産庁
- 農振興局
- 林野庁

| | 海岸保全施設 | 河川施設 | |
|------|--------|------|-----|
| | 津波 | 侵食 | 津波 |
| 既設 | ■ | — | ··· |
| 新設 | ■ | ■ | ··· |
| 既設改良 | ■ | — | ■■■ |

海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.24

三陸南沿岸 No.24

表 理 整 所 箇 備 整

| 市町村名 | 所管・管理者 | 海岸保全区域 | 海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称) | 海岸の特性 | 2. 防護水準 (堤防等の高さ) | | 3. 海岸で特に必要となる点 | | 4. 海岸管理者が実施する施策 | 5. 海岸管理(整備)目標 | 6. 海岸保全施設整備概要 | 7. 施設設備を行ううえでの地域における配慮事項 | 8. 維持又は修繕の方法 |
|--------|--------|--------|------------------------|---|-----------------------|--------------|--|---|--|--|--|--|--|
| | | | | | 津波 | 浸食 | 防護 | 環境 | | | | | |
| | | | | | 計画天端高(現況天端高) | 計画天端高(現況天端高) | 津波 | 浸食 | | | | | |
| 佐賀県前原市 | 佐賀市 | 佐賀県 | 佐賀市 | 佐賀市の漁港部に位置する平地部の漁港等が中心。 | T.P+12.50m (6.15m) | （-） | ● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。漁港景観の保全に努める。 ○ 漁港施設の利用に配慮する。 | 人工干溝T.P.+12.50mへの胸壁を整備する。水門1基、陸閘4基 | 海岸管理(整備)目標 | 砂浜の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。 | 日常巡視、台風や地盤等の発生後の臨時点検及び5年ごとに定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行つる。 必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的な点検・整備を行う。 | 日常巡視、台風や地盤等の発生後の臨時点検及び5年ごとに定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行つる。 必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的な点検・整備を行う。 | 日常巡視、台風や地盤等の発生後の臨時点検及び5年ごとに定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行つる。 必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的な点検・整備を行う。 |
| 佐賀県唐津市 | 唐津市 | 佐賀県 | 唐津市 | 三陸海岸最大級の砂浜海岸(高田公園)で、背後は広大な松林。通路がすばらしく、四季を通じて観光客が多い。 | T.P+12.50m (5.30m) | （-） | ● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。海岸に必要な施設を検討して、その整備に係る予算を確保する。 ○ 漁港施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 △ 利用者の快適性を確保するための質の高い海岸整備を検討し推進する。 | 人工干溝T.P.+12.50mへの胸壁を整備する。水門1基、陸閘1基、養浜長さ1,000m | 堤防L=3,926m 堤防干溝L=2,935m (L=1,286m) | 環境省指定「三陸復興国立公園」の地区別地図、および文化庁指定名勝高田山、小太刀、コマツ等が埋蔵する海岸環境を保護する。 漁業施設等環境に配慮し施工する。 | 日常巡視、台風や地盤等の発生後の臨時点検及び5年ごとに定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行つる。 必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的な点検・整備を行う。 | 日常巡視、台風や地盤等の発生後の臨時点検及び5年ごとに定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行つる。 必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的な点検・整備を行う。 | 日常巡視、台風や地盤等の発生後の臨時点検及び5年ごとに定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行つる。 必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的な点検・整備を行う。 |
| 佐賀県河原町 | 河原町 | 佐賀県 | 高田海岸 (高田松原海岸) | 長部川の河口に位置し、アワビの放流も行われる。背後には平地で家屋が密集。 | T.P+12.50m (6.50m) | （-） | ● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。漁港景観の保全に努める。 ○ 漁港施設の利用に配慮する。 | 人工干溝T.P.+12.50mへの胸壁を整備する。水門2基、陸閘1基 | 堤防L=6,663m 堤防干溝L=5,275m (L=2,456m) | 環境省指定「三陸復興国立公園」の地区別地図、および文化庁指定名勝高田山、小太刀、コマツ等が埋蔵する海岸環境を保護する。 漁業施設の利用に配慮する。 | 日常巡視、台風や地盤等の発生後の臨時点検及び5年ごとに定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行つる。 必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的な点検・整備を行う。 | 日常巡視、台風や地盤等の発生後の臨時点検及び5年ごとに定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行つる。 必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的な点検・整備を行う。 | 日常巡視、台風や地盤等の発生後の臨時点検及び5年ごとに定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行つる。 必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的な点検・整備を行う。 |
| 佐賀県唐津市 | 唐津市 | 佐賀県 | 要谷漁港海岸 | 唐海岸の中央に立地する漁港で、定置網漁等が中心。漁業は大部分が高台に密集。 | T.P+12.50m (4.95m) | （-） | ● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。漁港景観の保全に努める。 ○ 漁港施設の利用に配慮する。 | 人工干溝T.P.+12.50mへの胸壁を整備する。水門4基、陸閘3基 | 砂浜の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。 | 日常巡視、台風や地盤等の発生後の臨時点検及び5年ごとに定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行つる。 必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的な点検・整備を行う。 | 日常巡視、台風や地盤等の発生後の臨時点検及び5年ごとに定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行つる。 必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的な点検・整備を行う。 | 日常巡視、台風や地盤等の発生後の臨時点検及び5年ごとに定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行つる。 必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的な点検・整備を行う。 | |

農：農耕振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○浸食などの海岸保全対策、△保守点検等
海岸保全区域に「指定済」と、「要指定」に○印がないもの：一般公共海岸など

一般公共海岸などに「指定」及び「要指定」に○印がないもの：一般公共海岸など

海岸保全施設の整備方針図

